

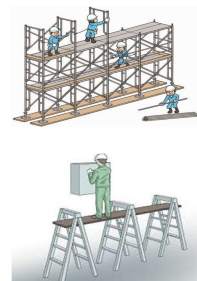
足場の組立て等業務に係る特別教育

労働安全衛生第 59 条の規定により、足場の組立て解体又は変更の作業に係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事することは出来ません。（但し、地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く）

当協会にて下記日程で標記特別教育を実施しますので、この機会に受講いただけますようご案内いたします。

受講対象者

- 足場の高さに関係なく、足場の組立て解体又は変更の作業に関わる業務を行う方は特別教育を修了する必要があります。
- 内装工事業に関わる脚立足場や連結式作業台、ロータリングタワーの組立て等作業に就く場合も特別教育は必要です。



記

日 程	令和 3 年 4 月 1 4 日（水曜日） 9:20 ～ 16:40		
会 場	きさいや広場 市民ギャラリー（道の駅：宇和島内） 無料駐車場有り 宇和島市弁天町 1-318-16 0895-22-3934		
科 目 時 間	1. 足場及び作業の方法に関する知識 2. 設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 3. 労働災害の防止に関する知識 4. 関係法令等	3 時間 0.5 時間 1.5 時間 1 時間	教育時間は教育 規程に定められた 時間で、休憩時間 等を含みません。
受講資格	申込書の受講資格欄に記載のとおり（実技修了者対象）		
受講料	会員 7,195円 一般 7,635円	（受講料 6,380 円、テキスト代 815 円）消費税込 （受講料 6,820 円、テキスト代 815 円）消費税込	
申込期限	定員 60 名 ※開催日の 2 週間前、定員に達した時は期限内でも締め切ります。		
申込み先	(公社)愛媛労働基準協会宇和島支部 宇和島市丸之内 1-3-20 バスセンター 2 階 (公社)愛媛労働基準協会八幡浜支部 八幡浜市江戸岡 1-1-14	TEL. (0895) 25-8867 FAX. (0895) 24-1339 TEL. (0894) 22-2296 FAX. (0894) 22-2281	
修了証	全科目受講した方に交付します。 事業者には受講証明書を発行します。（3 年間保存義務）		
助成金	当講習会は、下記の助成金（経費・賃金）の対象となっています。 人材開発支援助成金（建設事業主等に対する助成金） 問合せ先：愛媛労働局職業安定部（助成金センター） TEL089-987-6370		
その他	1. 遅刻した方は入場をお断りします。 2. 納入した受講料は欠席の場合でも返戻できません。 3. 複数名受講の場合は、裏面の受講申込書をコピーしてご利用下さい。 4. 受講者が 10 人以下の場合は開催を延期又は中止する事が有ります。 5. CPDS ユニット数有り。		

受講申込書（裏面）

(足場の組立て等業務に係る) 特別教育 受講申込書

※太枠で囲んだ項目を記入して下さい。

※修了証番号		※受付番号	八 字	
受講日	令和 3 年 4 月 1 4 日 (水) 9:20~16:40 (会場:きさいや広場)			
ふりがな	姓	名		
受講者氏名				
生年月日	昭和・平成	年	月	日 (歳)
現住所	〒 () - () *住所は番地まで正確に記入して下さい。 都道 市 府県 郡 連絡先/携帯電話 (- -)			
受講資格	特になし ※18歳未満の方は特別教育を受講することは可能ですが、特別教育を受けた場合であっても年少者を年少者労働基準規則第8条第25号の業務(足場の組立て、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く))に就かせることはできません。			
記載内容は事実に相違ないことを関係書面等で照合し、確認したことを証明します。 〒 () - () 令和 年 月 日 所在地 事業場名 印 連絡先電話 (- -)				
会員・一般の別	会員 ・ 一般	申込日	令和3年	月 日

切り取り線

受講票 足場の組立て等業務に係る特別教育				
※受講番号		※受付番号	八 字	
受講者氏名				
受講年月日	令和 3 年 4 月 1 4 日 (水) 9:20~16:40			
講習会場	きさいや広場 市民ギャラリー (道の駅) 宇和島市弁天町1-318 ☎ 0895-22-3934			
※	※	※	※	※

受講票は受付に提示し、受講中は机上に置いてください。

* テキスト当日渡し (公社) 愛媛労働基準協会

領 収 書

殿

¥ _____
(足場の組立等業務) に係る
特別教育受講料及びテキスト代金

名分

上記金額を領収いたしました。

令和 3 年 月 日

(公社) 愛媛労働基準協会

支部